

要 望 書

令和3年6月14日

横浜市長

林 文 子 殿

一般社団法人 横浜市私立保育園こども園園長会
会 長 大 庭 良 治

【要望事項】

当会は、貴市に対して、以下を要望いたします。

第1 園の安定的運営に関する事項

- 1 定員割れへの対策を講じること。
- 2 新設園開所地域への重点的かつスポット的な保育士確保対策を講じること。
- 3 認可保育園が幼保連携型認定こども園への移行を希望する場合、幼保連携型認定こども園の設立要件を満たしていれば無条件での移行を認めること。
- 4 災害時等における施設長への待機手当の支給を行うこと。
- 5 新型コロナウイルス感染症のワクチンを保育園等関係者へ優先的に接種すること。

第2 保護者支援に関する事項

- 1 きょうだい児が同一園に入所できるように、利用調整におけるポイントを加算すること。
- 2 使用済み紙おむつの廃棄費用を貴市が負担すること。

【要望理由】

第1 要望事項第1 「園の安定的運営に関する事項」

1 総論

昨年のコロナ禍において、保育園及び認定こども園等（以下、「保育園等」という）が子育て家庭や地域、企業活動にとって必要不可欠な「社会的インフラ」であるという認識が急速に広まり、保育園等の重要性が国民に再認識された。

この社会的インフラとしての保育園等が、社会で重要な役割を果たすために何よりも必要なことは、言うまでもなく安定的な運営である。

保育園等が現在直面している問題は多数あるが、中でも保育園等の運営に直結している問題が「定員割れ」と「保育士不足」である。

現在、慢性的な保育士不足の中、定員割れの発生している保育園等の数が徐々に増加している状況であるが、仮にこれらの問題をこのまま放置すると、保育園等運営における危機的状況が加速し、保育園等の存続自体が危ぶまれ、早晚、閉園せざるをえない保育園等が続出することが予想される。

よって、貴市においては速やかに以下に述べる対策を講じるべきである。

2 【要望事項：第1の1】

定員割れへの対策を講じること

- ・待機児童数偏重による過剰整備を見直し、長期的視点から見通しをもった適正な整備を
- ・整備により生じるリスクを園任せにすることなく、整備権限を有する貴市が責任をもって定員割れに対する対策を
- ・「定員割れ＝いつでも入所可能な状態＝保護者の安心」と捉え直し、社会的インフラに対する必要経費として、収入減少分の速やかな補償を

(1) 定員割れの現状

本年度の入所時点（4月）において、多数の保育園等で定員割れが発生した地域が複数あり、保育園関係者を驚かせている。

特に目立ったのが、港北区大倉山～新横浜を中心とした地域の定員割れである¹。同地域は、ここ数年で、保育園等や小規模保育事業の整備が重点的になさ

¹資料1：当会作成「横浜市の保育所整備と保育所等の入所児童数の状況」5頁グラフ

れ、駅周辺の保育園等が短期間に急増した地域である。

また、鶴見区では、本年度新設の小規模保育事業園に、一人も入所がなかったとのことである。鶴見区もここ数年で重点的に整備がなされてきた地域である。

このように、整備対象とされてきた地域での定員割れが多数発生している。

一方、横浜市全体に目を向けると、令和3年4月時点の認可保育所及び幼児連携型認定こども園886園のうち、475園で定員割れが生じており、その合計人数は3085人にも上るとのことである²。定員割れの園の数も、定員割れ人数も一年前の令和2年4月より増加しており、現在、約53%の園で定員割れが生じているということになる。

(2) 定員割れに至る経緯

このような定員割れについては様々な背景があると考えられるところ、真っ先に考えられるのは、少子化の影響である。横浜市の出生数及び就学前児童数が年々減少していることからすると、少子化が原因であることは明らかである。

しかしながら、同時に、児童数が多く整備対象とされた地域でのスポット発生的な定員割れも発生していることからすると、単なる少子化の影響だけではなく、貴市によるこれまでの整備にも原因があるといえる。

貴市は、保育園整備につき、「地域の状況を詳細に分析し、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源を最大限活用したうえで、必要な施設・事業を整備するなど、地域の状況に応じた対策を今後も進めて」いくことを目標に掲げており³、保育ニーズに応じた整備を進めているようである。

もっとも、現状は上述のとおり、整備中又は整備の後に整備対象地区にて定員割れの保育園等が多数発生しているのである。このことからすると、保育ニーズ等の見通しを誤った過剰な保育園整備がなされていることが分かる。

具体的には、上記港北区大倉山～新横浜地域では、数年前より児童数が減少傾向にあるところ⁴、保育ニーズのある地域として継続的に整備が行われた結果、保育ニーズに対し定員数が過剰となったため、定員割れの園が多数発生し

²横浜市こども青少年局保育対策課「令和3年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について」(令和3年4月27日)、第1項(4)「認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況」

³ 脚注2、冒頭部分

⁴ 資料1：当会作成「横浜市の保育所整備と保育所等の入所児童数の状況」6～7頁

たということになる。

このような、実態にそぐわない過剰な整備となった理由は、貴市が、直面している入所申請者数と待機児童数のみに基づいて整備の判断を行っており、出生数や児童数の減少等、更には、周辺地域の保育園等の整備の影響等による長期的な保育ニーズの変動への見通しをもたないまま、短期的な視点から付け焼き刃的に整備を行ったことにあるといえる。

その結果、待機児童数に偏重した過剰整備が行われ、保育園等の配置にひずみが生じ、その後少子化等の影響により一気に定員割れが発生するに至っているのである。これをまとめると、次のようになる。

[貴市による過剰整備の経緯]

①待機児童数と申請者数から保育ニーズを判断

↓

②待機児童を減少させるための短期的視点による過剰整備

↓

③少子化、周辺の整備の影響等による申請者数減少

↓

④地域的な定員割れ発生

(3) 定員割れの中での園運営

このような経緯で発生する定員割れは、今後、港北区大倉山～新横浜地域だけでなく、整備対象とされた他の地域でも発生することが予想される。

定員割れとなった保育園等は、年度中に児童の入所の可能性がある以上、定員数に応じた保育士を雇用し続けなければならないが、また、施設の整備費等の経費も定員分生じるため、それらに見合う収入が絶たれてしまえば、存続不可能となり、ついには閉園せざるを得なくなる。

近年、他の自治体で保育園等が突然閉園したとの報道を目にすることが増えているが、横浜市においても、このような事態の発生がまさに目の前に迫っているのである。

(4) 改善に向けて必要となる視点

かかる定員割れの改善に向けて必要となる視点が2つある。

①待機児童数に偏重しない長期的視点での整備

まず第1に、これまでの待機児童数偏重の整備ではなく、子どもをとりまく様々な要因を考慮した長期的な見通しに基づく整備を行うことが必要である。待機児童数に一喜一憂しながら、過剰な整備を行うのではなく、保育園等と地域社会の今後を見据えることが肝要となる。

このような、長期的見通しに必要な種々の要素については、資料1（当會作成「横浜市の保育所整備と保育所等の入所児童数の状況」）にまとめているため、参考とされたい。

②定員割れへの責任ある対応

とはいえ、今後の見通しを正確に判断することは難しく、適正な整備が非常に困難な作業であることは当會も十分に了解しているところである。

そこで、今後も定員割れが一定程度発生することを見越して、保育園等整備の権限が貴市にある以上、整備により生じる課題解決の責任も当然ながら貴市が負うという認識を持ち、整備により生じた定員割れ等のリスクを保育園等に一方的に押し付けるのではなく、貴市が積極的に解消する努力を講じるべきである。

(5) 「定員割れ＝いつでも入所可能な状態＝保護者の安心」

現在の制度では、入所児童数に応じた委託費の給付が行われているため、定員割れが生じてしまった保育所等は、たちまち収入減に直面し、園の運営リスクが生じるに至っている。

しかしながら、視点を変えると、定員割れとは、「いつでも保育園等に入所可能な状態」なのであり、定員割れの保育園等があることで、年度途中での入所も可能となり、また、保育士にも保育スペースにも余裕がある状態であることから安全な保育にもつながる。このように、定員割れの保育園等が存在することは、本来であれば保護者にとって望ましく、かつ、安心して預けられるあり方なのである。

そうであれば、現在のように、定員割れがたちまち保育園等の運営リスクとなってしまう、定員割れの状態では存続できないという制度にそもそも問題があるのであって、現行制度こそが、安全な保育を遠ざけ、保護者のニーズに応じられない状況を生み出しているともいえる。

つまり、「保育園等の運営」と「保護者の安心」が対立してしまうのが現在の制度設計であり、その結果、両者に痛みが生じる状態となっている。

貴市としても、定員割れとなってしまった保育園等を「必要ない保育園は勝

手につぶれればよい」と保育園等にそのリスクを負わせるのではなく、積極的に支援を行い、保育園等の運営と保護者の安心の両立を実現すべきである。それこそが、利用者（保護者）のための整備であり、子育ての社会的インフラを整備するということなのである。

(6) 定員割れとなった園への積極的支援（要望）

以上をふまえ、今後は、長期的視野での整備を行いつつ、定員割れが発生した保育園等には、直ちに次の対応を行うよう強く要望する。

- ① まず、上述のとおり「定員割れ＝いつでも入所可能な状態」であることを認識し、定員割れの保育園等に不足分の委託費に代わる支援（不足分の補償）を積極的に行うこと。
- ② また、定員を下げるという決断をした保育園等には、速やかに定員変更の手続を進めること。

3 【要望事項：第1の2】

**新設園開所地域への
重点的かつスポット的な保育士確保対策を講じること**

- ・整備地域の新設園の開設により、同地域内の既存園の保育士が不足する事態が生じている
- ・新設園開設により、既存園は運営上多大な影響を受け、結果として、整備地域全体での定員が増加しない結果にも
- ・新設園開設の際には、同地域内の既存園に対する重点的・スポット的な保育士確保の対策を

(1) 現状

現在、貴市の保育園等整備により、整備が必要な地域等に新設園が開所すると、同地域の既存園から新設園に保育士が流れてしまい、同地域内の既存園がたちまち保育士不足に陥る、という状況が見られている。

このように保育士不足に陥った既存園は、流出した保育士を補充するために、保育士の採用を行う必要に迫られ、多額の資金を費やして採用活動を行うことになる。

その一方で、新設園の開設により、当該地域にある保育園等の入所児童数に

も変化が生じるため、多額の資金を費やして保育士を補充したとしても、蓋を開けてみると定員割れとなり、今度は人件費が不足するという事態が生じている。

また、万一、保育士が確保できなかった場合には、やむなく定員を減らして対応するしかなくなる。

(2) 問題点とその原因

このように、整備地域の既存園は、新設園の開所により重大な影響を受け、経営のリスクが生じることとなる。

このような状況は、前項で述べた貴市による保育園等の過剰整備による弊害ともいえる。

そして、このままこの状況を放置しておく、いくら整備地域の整備を行っても、当該地域内で保育士が移動することで、既存園が定員を減らす結果、当該地域内の保育所等の定員が増加しないということにもなりかねないのである。

貴市はこのような現状を認識し、一刻も早く対策を講じるべきである。

(3) 具体的対策

貴市においても、様々な保育士採用の取組がなされており、それらについては当会も感謝をしている。

しかしながら、上述のような整備地域におけるスポット的な保育士減少の過程が明らかになってきたことからすると、今後は、これらの地域への重点的かつスポット的な保育士確保のための取り組みが必要である。

以上より、貴市が、保育所等の整備を進める際には、同時に、同整備地域に限ったスポット的な介入により、既存園に対する保育士確保のための対策を講じるよう要望する。

4 【要望事項：第1の3】

認可保育園が幼保連携型認定こども園への移行を希望する場合、幼保連携型認定こども園の設立要件を満たしていれば無条件での移行を認めること

- ・現在は移行を希望する保育園に対し、過度な制限が設けられている
- ・これらの制限は保育園の将来にわたる安定的運営を妨げるものであるため、無条件での移行を認めるべき

(1) 現状

認可保育園から幼保連携型認定こども園への移行を希望し、貴市担当へ問い合わせたところ、当該保育園が移行可能地域にあるのかという点や、同地域における待機児童がいないこと等の条件をクリアしなければ移行ができない旨を告げられ、移行が叶わず理不尽な思いをしたという当会会員園の報告があった。

(2) 問題点

既存の認可保育園から幼保連携型認定こども園への移行は、少子化や定員割れといった現在保育園等が直面している経営リスクへの対処として検討されるものである。

つまり、既存の認可保育園から幼保連携型認定こども園への移行は、保育園の安定的運営のために必要な、いわゆる「生き残り」のための策なのである。

移行に際し、上記のような過度な制限を設けることは、保育園等の安定的運営を妨げるものであり、保育園等の整備を行う貴市の立場からすると矛盾する行為である。

(3) 具体的対策

よって、既存の認可保育園から幼保連携型認定こども園への移行に制限を設けることなく、無条件での移行を認めるよう要望する。

5 【要望事項：第1の4】

災害時等における施設長への待機手当の支給を行うこと

(1) 現状

近年、地震、大雨、大型台風等の自然災害が多発しているところへ、昨年からの新型コロナウイルス感染症が加わり、保育園等の非常時対策がより多様になり、かつ常時の対応が必要となってきた。

これに伴い、保育園等の施設長が、これら災害や感染症対策のために、常時の対応を求められるようになってきている。

例えば、大雨や大型台風時には、刻々と変化する情報を収集しながら、職員のリフト、保護者への連絡、休園の判断等を昼夜問わず行っている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが保育園等関係者に発生した場合には、職員であれば検査の手配を行った上で職員シフトを変更し、保護者の場合には連絡待ちを行い、いずれの場合にも、陽性結果が出た場合には、保健所への連絡とその後の対応、保護者への連絡等、通常の業務以外の対応に昼夜問わず応じなければならなくなる。

(2) 問題点

このように、施設長には、特に昨年より通常業務以外の負荷が急増しているところ、これらに対する支援はない。

昨年度には、当会要望書にて保育園等職員への危険手当の支給を要望したが、残念ながら実現はされなかった。

もっとも、社会的インフラとして重要な役割を担う保育園等において、新型コロナウイルス感染症のみならず、近年増加している自然災害へ常時対応することは、保育の安全のために必須であり、何より、保護者及び園児の生命を守るものであるため、危険手当に準じた支援を行うべきである。

(3) 具体的対策

よって、災害時等における施設長への待機手当の支給を速やかに行うよう要望する。

6 【要望事項：第1の5】

新型コロナウイルス感染症ワクチンを 保育園等関係者へ優先的に接種すること。
--

(1) 問題点

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の接種順位につき、国からは、「重症化リスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、まずは①医療従事者等への接種、次に②高齢者、その次に③高齢者以外で基礎疾患を有する者、及び高齢者施設等の従事者への接種をできるようにする。その後、それ以外の者に対し、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ順次接種をできるようにする。」

と示されており⁵（下線部は当会による）、自治体により優先接種を定めることができることとされている。

これを受け、既に保育園等関係者への優先接種を決めた自治体として、名古屋市、福岡県、練馬区、岡山市などがあり、他の自治体でも保育園等関係者から優先接種を求める声が多く上がっていることを受けて検討が進められており、近日中にも優先接種が実施されるものと思われる。

一方で、貴市による検討が進められている様子はなく、このままだと、当会の保育園等関係者は一般接種時に接種を受けることになり、20代の保育園等関係者などでは年内に接種できるかも不明な状況となる。

保育園等におけるクラスター発生や休園が相次いでいること、園児との密な接触が避けられず感染リスクが高いこと、変異株ウイルスの子どもへの感染が報告されていること等に鑑みると、保育園等関係者への接種を優先すべき理由は明らかであり、重要な社会的インフラである保育園等の職員、保護者、子どもを無用な不安にさらすべきではない。

また、保育園等の中でも、特に、病児保育に従事する保育士等には、医療従事者に準ずる、より優先度の高い接種を行うべきである。

(2) 具体的対策

よって、保育園等関係者に対し、新型コロナウイルス感染症ワクチンの優先接種を行うことを強く要望する。

第2 要望事項第2（保護者支援に関する事項）について

1 総論

保育園等を利用する保護者は、共働き就労や核家族化等により、様々な制約が多い中で保育園等を利用しており、加えて、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子育ての精神的・物理的負担が益々大きくなっている。

このような状況下で、保護者の負担軽減がひいては子どもの福祉に直結することから、保護者の負担を軽減するためのサポートをより一層進めるべきである。

現在保育園等を利用している保護者は、出産時の保活に始まり卒園まで続く様々な保育制度の負担の下、負担の軽減や制度改善を訴える暇もなく、日々仕

⁵ 内閣官房・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」令和3年2月9日

事との両立に真面目に取り組んでいるのである。これ以上、保護者の負担の上に成り立つ保育制度とすべきでない。

よって、当会としては、「利用者に優しく、利用しやすい保育園等」を目標に、活動を続けて行く所存である。そのためには、貴市との連携が欠かせないことは言うまでもない。

以上より、次に述べる事項を要望する。

2 【要望事項：第2の1】

きょうだい児が同一園に入所できるように、 利用調整におけるポイントを加算すること

(1) 現状

当会会員園においては、きょうだい児でそれぞれ別の保育園等に入所しているケースがまだ多く見られており、保護者の負担や子どもへの影響が懸念されるところである。

この点、貴市によると、全市におけるきょうだい児での同一園入所率は90%だということである。貴市としては増加したという認識かもしれないが、未だに10%ものきょうだい児が別の保育園等に入所しているということなのであり、この問題が解決したとは到底いえない。

(2) 問題点

きょうだい児が別の保育園等に入所する場合の問題点は、何よりも保護者の負担が格段に増大することである。毎朝の通園時間は倍以上となり、荷物も各園で内容が異なり、行事にはそれぞれの園で参加をしなければならない。また、感染症対策としても、一方の園で流行している感染症を他方の園に持ち込む可能性が高くなり、特に現在のコロナ禍では避けるべき状況である。

本来、きょうだいを別々の園に入所させたいと希望する保護者はおらず、待機児童となってしまうことを回避するため、やむなくこのような選択をしているのである。

このように、ごく一部の保護者に過度の負担を押し付けるのは、いくら利用調整の結果とはいえ、納得のできるものではない。

きょうだい児について、現在の利用調整における加算基準は、「その他の世

帯状況」として考慮対象となるというものにすぎず、このような内容では問題は一向に改善しない。よって、きょうだい児ケースには相応のポイントを加算し、原則としてきょうだい児を同一園に入所させるべきである。

(3) 具体的対策

よって、きょうだい児が同一園に入所できるように、利用調整におけるポイントを加算することを求める。

3 【要望事項：第2の2】

使用済み紙おむつの廃棄費用を貴市が負担すること

(1) 問題点

現在、会員園のほぼ全園が自園にて紙おむつを廃棄しており、廃棄費用を負担している。

紙おむつは、事業系ごみの扱いとなり、毎日数回オムツ交換をすることから、相当額の費用がかかり、費用負担が問題となっている。

衛生面、保護者及び職員の負担軽減の面からしても、紙おむつの廃棄費用は、貴市による負担とし、経費として予算化すべきである。

(2) 具体的対策

よって、使用済み紙おむつの廃棄費用を貴市が負担することを要望する。

以上